

●表 1 甲殻類の捕獲条件

水産物	HS コード	条件
サンドロブスター (Homarus)	0306. 31. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 6cm 以上、または 1 匹 150g 以上のもの
ロブスター	0306. 31. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 8cm 以上、または 1 匹 200g 以上のもの
カニ	0306. 33. 00	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 12cm 以上、または 1 匹 150g 以上のもの ・静的な捕獲漁具を使用すること
ラジュンガン (小ガニ)	0306. 39. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・産卵期でないこと ・甲羅の長さが 10cm 以上、または 1 匹 60g 以上のもの ・国家水産資源検討委員会 (KAJISKAN) の調査結果に基づき海洋水産省が決定した割当量の範囲内で、また、同省が指定した場所で捕獲を行うこと ・静的な漁具を使用すること

(出所) 海洋水産大臣規程 2020 年第 12 号よりジェトロ作成

●表 2 ロブスター幼生の輸出条件

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 海洋水産省が決定した割当量の範囲内で、また、同省が指定した場所で捕獲する ➤ 海洋水産省の推薦に基づき、地方のコミュニティや生産者を関与させて国内で養殖を行う ➤ 持続可能な収穫量を維持し、収穫量の 2% を放流する ➤ 指定の空港から輸出する ➤ 漁協に登録された業者から幼生を入手する ➤ KAJISKAN が推薦し、海洋水産省が定めた自然の個体数を維持するための時間を置く ➤ 静的な漁具を使用して幼生を捕獲する ➤ 地方自治体が発給した原産地証明書を保有する ➤ 海洋水産省に登録した捕獲者である ➤ 海洋水産省に登録した輸出業者である

(出所) 海洋水産大臣規程 2020 年第 12 号よりジェトロ作成